

平成26年第4回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成26年11月25日

平成26年第4回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年11月25日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第46号 伊仙町特産加工工場の指定管理者の指定について（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第47号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第48号 伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 議案第49号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第50号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第51号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第52号 平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長補佐	名古健二君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	益一男君
選管書記長	欠席	農委事務局長	益岡稔君
教育委員長	直江宏晃君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	西吉広君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	仲島正敏君		

△開 会（開議） 午前10時30分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成26年第4回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定によって、美島盛秀君、平 博人君、予備署名議員を岡林剛也君、牧 徳久君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月25日、1日間と思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日11月25日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第46号 伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定について

○議長（琉 理人君）

日程第3 議案第46号、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第46号は、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明を求めます。

○経済課長（上木義一君）

補足説明をいたします。

施設名、伊仙町特産品加工工房。団体名、所在地、鹿児島県大島郡伊仙町大字阿三2261番地。名

称、株式会社徳之島かんかんファーム。代表者、大竹勝人。指定期間、議決日から平成36年7月31日まででございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、議案第46号、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定についてを質疑行います。
質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第46号、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定についての質疑をいたします。

先ほどの全員協議会の中で、執行部のほうからの説明がありましたけれども、この指定管理については、去年の5月13日、2時から募集要項で説明をされております。

それで、私が3月議会で、その経緯について資料等を求め、そして、どうなっているかということとを質問をしたときに、課長が代わったばかりでわかりませんと答弁でありまして、後もって資料を提出すると、そういうことでありましたけれども、その資料等も提出が他のほうで提出はいただくことができませんでした。

そして、今回のこの指定管理の指定について議案が提案されたわけでありましてけれども、先ほどの説明で、平成26年10月15日、5人の委員をもって、株式会社徳之島かんかんファーム、代表者大竹勝人さんに決定したということで議案として上がってきたわけでありましてけれども、この経緯について私から少々説明をし、そして質問をいたしたいと思っております。

当初から、この問題におきましては土地問題、あるいは南西糖業OBからの要望書、あるいは西部地区からの要望等々、いろいろ議会で話し合い等が持たれたのは事実でありまして、今年の1月に議会が改選されました。

まだ、詳細についてわからない議会の皆さんもいらっしゃると思っておりますし、また執行部におかれましても、私は再三、執行部はオール伊仙でやらなければいけないと。

その課、その課の問題だけじゃなくて、みんなが掌握をして、その問題に取り組んでいかなければならないということを常日ごろ、私は言ってまいりましたけれども、この件に関しては、なかなか職員であれ、あるいは議会であれ、100%理解がされていないのではないかという思いがいたします。

そこで、私が25年2月二十何日だったかと思っておりますけれども、当時の経済課からの経緯についての資料を持っておりますけれども、この資料内容につきますと、今年の1月には、もう稼働していると。稼働すると。12月だったんですけれども、26年の1月にちょっと延びるという説明等も受けております。

そして、この説明では、これは23年1月からの説明でありましたけれども、関係5社間で株式会社をつくり、1社当たり500万円を出資して会社をつくるという説明でありました。

その出資は5社でできているものと思っておりますので、後もって資料をいただきたいと思っております。

す。

そして、いろいろと県や国とのヒアリングがあって、26年の1月には稼働できるということで、25年5月13日に中央公民館のほうで、指定管理に向けての募集をした説明会を持ったわけでありまして、その中で、スケジュールとして、説明をされました。そして先ほど言いました、その資料等は後もって提出をしていただきたいと思います。

そして、そのものに従って、25年5月の、その説明に従って10月の15日に委員会を開いて、この徳之島かんかんファームに決定したという流れのようでありますけれども、しかし、補助金を申請した当時のことをちょっと読み上げますけれども、特産品製造販売プロジェクト事業の目的として書いてあります。

文書が長いですから読み上げませんが、いろいろ書いてあります。

そして、製造する商品として、もちろんサトウキビを利用した黒糖、そしてキビシロップ、そしてキビジュース、そしてキビスイーツ、いろいろマンゴーを使ったジュース等、あるいはコーヒーを原料としたものを加工するという、これが一連のプロジェクト事業の流れだと、私は認識をいたしております。

そういう説明で、26年の1月には、この加工工房がオープンして製造販売、そして地産地消、6次産業化に向かって出発できるんだという説明だったと私は認識をいたしておりますが、それに伴って、この加工工房の予算が2億2,390万円。

これから工場を完成をして、検査をして、工事代金も業者さんに支払いをして、その後何千万か、2,500万から3,000万ぐらいの補正で3月補正、そして6月補正で、9月補正、6月臨時議会だったですかね、補正で恐らく2億5,000万ぐらいになってるんじゃないかなと思うんですけれども、その補正後の工事は、もう入札をして工事終わってるのかどうか。

○議長（琉 理人君）

美島議員、一問一答で、その今の答えを聞きましょうか。

○14番（美島盛秀君）

一問一答でいくの。

○議長（琉 理人君）

はい。

○14番（美島盛秀君）

いいですか。じゃあ、今の聞いたさっきの2点、お願いします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

今朝の全員協議会でも説明しましたように、工房要綱、指定管理のほうで、希望者等の申請については書類等がありますということ。あと、受付委員会、選考委員会等は開催がなされてなかったということで、再度5名で10月の15日、今年の10月15日に選考委員会を開催をし、あと書類等精査

をしながら、それとあと補正書類がありましたので、また起案をして、10月の27日のほうに、かんかんファームのほうに書類提出を求めて、今、書類が上がって、再度、委員会の中で精査をし、適当であるということで選考委員会のほうでは確定をして、今回の臨時議会のほうに提案してるわけでございます。

あと、出資した各書類等は、後もって、また提出したいと考えております。

あと、工事等は補助費関係のほうは全部完成、検査まで終わっております。

あと、水道関係、補正等でした水道関係のも検査まで終わっております。

あと、扉、雨戸関係のほうで、設計が終わって指名委員会を開く、今、準備をしている段階でございます。指名委員会が終わった後、速やかに入札実施をして、施工に今入る段取りをしているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの委員会での説明と同じ説明だったと思いますけれども、10月15日に委員会を開いたと。これには委員長というものがいるはずなんですけれども、委員長は誰ですかね。

○経済課長（上木義一君）

副町長でございます。

○14番（美島盛秀君）

それじゃあ、委員長の副町長にお尋ねをいたします。

副町長は6月からの就任ということで、内容的にあまり掌握をしていないと思いますけれども、25年の5月13日に説明があった資料に沿って、その話し合い、あるいは指定管理希望者の募集等の公示があったと思います。そこらあたりの事務的の流れはご存じでしたか。お尋ねいたします。

○副町長（伊喜 功君）

昨年のそういう事務の流れということでございますが、あらかたはお聞きして把握しております。

ただ、結果として、そういう指定管理に会社が応じているわけですので、その申請に基づいて、今回、指定管理の候補として決定させていただいたということでございます。

○14番（美島盛秀君）

それでは、恐らくその説明会のときには何人か来ていました、5月13日の。

ところが、後、自分たちにはできそうにないということで、その企業誘致等々、説明のときにも、いろいろ何社か要望、希望する方がいたんですけれども、もう自分たちにはできそうにない、もうこれは決まっているようなものだということで、最終的に、この1社、だけしか残ってないと思うんですけれども、この1社で、私は指定管理はもう他にはなかったから決まった、決定したと思うんですけれども。

この内容として、会社の、先ほど言いました500万出資して、かんかんファーム5社で株式会社を設立するということですが、このあたり、きちんとした会社組織ができているのかどうか、

お尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

質問にお答えします。

大竹代表含む6業者で、定期的に総会等会議を徳之島のほうに来島して、してるということで報告は受けております。

申請のほうにも、ちゃんと各会社、それも載って、いろいろ会社の事業内容とか、そういうのも出しておれば、そういった中で審査をちゃんとしております。

流れとしては、もうこのように、この中で受付、決裁等も済んでおります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

それでは、この事業が急に変わった。町長が途中で、コーヒーの加工設備とかは、キビシロップ、ジュースとか、そういう加工製品は、この会社に任せると。

補助事業じゃなくて、町はタッチしない、関係しないという話がありましたけども、そこに至った経緯を説明をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

経緯に関しまして説明いたします。

この問題は、当初、土地問題で西部地区から要請があった中で、全員協議会の中で関係の方々、これから出資していただく方々も参加して説明会をしたときに、これは、この補助金に関しまして奄振の中でやっていきますけれども、ただ会社が全て補助事業でつくっていただいて、いろいろつくるといふことに関して、会社側も、これはモクモク手づくりファームでございましてけれども、みずからもいろいろ出資していける可能性があるというふうな答えがあった中で、奄振の中の補助事業も、恐らく伊仙町にこれほどのなくさみ館をつくった後でございましたので、いろいろ厳しい、県としても厳しい状況の中で、それでは、この全体の計画を分割していこうということになりました。

そして、今、完成はまだ完全じゃありませんけれども、これは奄振の補助事業でやるということで、国、県、地元等の交渉で決定をいたしました。

そして、残りの施設に関しては、これはジュース、黒糖ジュースとか、あらゆるお菓子類、スイーツ類に関しては、モクモク手づくりファームを中心とした、今回は指定管理者を受けるかんかんファーム等、他の5社が連携をした形で、国から独自の満額補助を受けて、工事を2期的な形でやるというふうに今、決定をしていますので、経緯に関しては、そういうことであると記憶をしております。

○14番（美島盛秀君）

最初とちょっと途中から計画が狂ってきたというのは、今、説明でわかりました。

あと、補助金の件、奄振だけでは町も財政負担が厳しいということ。あるいは、会社側からも自

分たちでやっていける見込みがあるということだと思いますけれども、その説明をもう少し前もって、議会でするようにするのが、私は執行部としての説明責任じゃなかったかなと思うわけであります。

と言いますのは、この説明で県の補助金1億、そして起債9,300万、これを公金を起債なり、あるいは補助金を受けるということに対して、こうして説明資料として事業計画書を出して予算をもらう。そして、途中から違ってきた。私は、これは、この書類自体、変更しなければならなかったんじゃないかなと思うんですけれども、副町長の判断、こういう書類等は変更はしなくてよかったものかどうか、お尋ねをいたします。

○副町長（伊喜 功君）

変更の経緯等々、詳細については当然ですが、発行はしておりませんが、いずれにしろ、この時点で、かんかんファームからの申請が書類、計画書として上がっているわけですので、その時点でそういう計画を審査して、指定管理で指定するのが適当であるという判断に至ったということでございます。

○14番（美島盛秀君）

この当初の事業計画書で、公園整備とか駐車場整備、カフェ、あるいはジュース加工施設、面積を出して、そして申請をした。

今の加工施設も、そういう書類を出して2億2,390万という額で事業を申請をして計画をして、そして、今町長が説明では、カフェとかそういう次の施設は、もう自分たちの6次産業でやるということになっているんですけれども、こういう事業が変わった場合に、こういう変更手続とか、そういうのは要らなくて、後もったその申請だけでいいのかどうか、そこを僕は聞いたかったですけど。

○総務課長（樺山 誠君）

お答えします。

当初の計画では、特産加工プロジェクト事業ということで、公園整備まで入れた形の大きな計画を立てて、県と話し合いをした経緯でございます。

その中で補助金関係、その他含めて、今回に関しては、まず、サトウキビを絞って黒糖にする部分、あるいはジュースにする部分までどうかという話をしたんですけども、事業費の関係で、じゃあ黒糖にする部分までとめようということで、補助事業関係の申請をしていることですので、全体の構想としてはあって、今回の補助金を使っては、25年度の補助金を使っては、この部分だけでとめるということですから、変更の申請、その他は必要ないということでございます。

○14番（美島盛秀君）

我々議会としては、議会の一人として、そこまでこういう事業に直接係わるわけにもいけないわけでありまして、そういうことをきちんと議会にも説明をする。

一旦こういう事業が途中でこうなったよということ等もしっかりと説明をしないと、こういう無駄な時間を費やさなければならないということになりますので、是非、これからは、その課だけの

事業じゃなくて、課長会議等もやってるわけですから、そのあたりでこの事業、私の課からはこういう事業ですよと報告等があり、そしてみんなで知恵を出し合ってやっていくと。

そして、議会にも報告をして、みんなで問題に取り組んでいくということでない、私が振り返って見ますと、どっかで話がまとまって、こうして議会にかけてくると。提案してくると。

そして、議会も、私は知らないからこうして質疑をしているわけなんですけれども、恐らく内容的にしっかりと把握している人は少ないことだろうと、これは申しわけないことなんですけどもね。そして、これを認めざるを得ないというような、そういう議会の流れであっては、私は町民に申しわけないと。

町民目線で頑張らなければいけないという思いをいたしておりますので、是非、これから月2回、議会としても今、全員協議会等開いて勉強を一生懸命やっておりますので、そこらあたりに提案をして、説明なりをできるような議会と執行部、これが本当の私は車の両輪だと思っておりますので、ぜひ努力をしていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

ずうっとこの問題については、4年ぐらい前からやってるわけですが、これも一応決まっておりますので、この会社の、かんかんファームの設立年月日と会社の規模、資本金等についてお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

会社設立の年月日は、平成25年5月の17日でございます。資本金の額が250万円でございます。以上です。

○9番（明石秀雄君）

この会社は株式会社ですので、何名か構成員がいらっしゃると思いますが、何名で、例えば役員が何名とかがわかればお願いいたします。

○経済課長（上木義一君）

質問にお答えします。

代表者が1名、監査が1名、出資者が4業者でございます。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

これは、かんかんファームの構成員ですよ。

そうすると、我々は当初は三重県にあるモクモクファームが強く係わっていると思うんですが、この、かんかんファーム以外に、一緒に協力してやってる会社があるのか。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（上木義一君）

5業者ということで。

○9番（明石秀雄君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。（「質問漏れがあった件で。1件だけ」と呼ぶ者あり）1件。

○14番（美島盛秀君）

今年の3月にもらったモクモク直販カタログという、この資料をもらったんですけども、見出しに「25年目の春、私たちの新しい挑戦が始まります」ということの中に、「砂糖づくりも今年の冬から徳之島で始まります」ということで、これは去年の25年度ですから、今年からもう始まっていなければいけないんですよ。

あれだけの大きな会社に、こうして看板出している直販のカタログに載って、そして、砂糖について、その砂糖の製造の一貫等も載っております。

そして、是非、この黒糖づくりにも会員の皆さんで挑戦をしてくださいと。

そして、新しい製品をつくって、みんなで全国に宣伝をしてくださいというような内容で書いてあります。

そこまで一緒になってやってきたのに、途中で事業が変わって、それができない。そのモクモクさんも、半分は自分たちの資金でやると。半分は6次産業化事業を使ってやるということですけども、そこらあたりの確実性は、町長、ありますか。それとも、これから行政との係りあるのかどうか。

そして、この管理するこの基本協定書にも、またそういう内容等、そして、説明では45tはこういう製品にすると。15tが黒糖の販売ということ、この以前の説明書にあるわけなんですけれども、15tは黒糖で売れても、その設備ができないと、あとの45tは製品化して売れないということになる。そこらあたり、どう考えているのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

質問にお答えします。

今、議会に仮契協定を提案しているわけでございますけど、今日、可決が得られれば、かんかんファームさんと一部報告をして、今後の2期工事は徳之島かんかんファームさんが建設をするとい

うことになっておりますので、その中で黒糖ジュース、スイーツ等、各もろもろつくるという流れになってますので、その辺も踏まえて、今日、議会終了後すぐ報告をして、今後の対応を6次産業化の事業で申請するわけですけど、その辺もまたいろんな計画書作成、いろんなのがあるわけですので、来年度にはもう厳しいと私のほうでは考えておりますので、その辺も確認をしながら、27年度が建設ができないのであれば、28年度に向けて、そういう話し合い等、検討していきたいと。28年度に建設がなされたら、やっぱり29年の4月1日以降という、なろうかと思えます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、報告をして、その後の結果も、どう徳之島かんかんファームさんが計画をしているのか、議会にも報告をしていただきたいと思えます。

そして、私が思うには、これだけの全国の組織でやっている、これにこう乗って、恐らく今年1月からですから、製品はありますかと問い合わせがあると思えますよ、このカタログを利用し、そこあたりをきちんとしないと、伊仙町の信用問題にも係りますよ。

そういう重大な、大事なことだということを受けとめて、今後しっかりとこのプロジェクト事業が実現するようにお願いして終わります。

○町長（大久保明君）

今、課長が答弁しました補足説明をいたしたいと思えます。

議員の方々も、あそこを純黒糖を賞味したと思えますけれども、今日、可決していただいたら、先ほど15tという話がありましたけれども、あれはもう町の事業として、販売はもうすぐできるわけですので。

今、遅くとも29年度までに、全体工事が完成するまでの間は、もっともっと営業活動をして、純黒糖の販売を拡大していくということは十分可能であると思えますので、そうした場合に、全てが黒糖、純黒糖だけで販売ができたとしたら、新しい工場ですらにそれ以上の需要ができる可能性もありますので、この今のモクモクの宣伝シーンの中で26年度と書いて、多くの組合の方々にご迷惑はかかりますけれども、黒糖に関しましては、約8カ月ぐらいおくれるということで、おわびを我々もしなければいけないとは思っております。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○2番（岡林剛也君）

この議会始まる1時間前に、この仮基本協定書っていうのをいただいたんですが、1時間でゆっくり読む間もなく、ざっと見た感じで、ちょっと質問してみたいと思えます。

この第6章のところに、「甲は本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うことができる」とありますが、これはいつから、また大体計算して、人件費とか光熱費とかあると思いま

すが、幾らほど払うつもりなのでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

岡林議員の質問に答えします。

今のところ、支払いはない予定であります。

○2番（岡林剛也君）

大体の計算とかも、まだ全く出ないんですかね。

○経済課長（上木義一君）

今、計算してないだけです。

○2番（岡林剛也君）

まだ計算してないってということで、そういう計算したら、直ちに議会にも報告してほしいと思います。

次に、今、黒糖工場はできてますが、第2期工事でスイーツ工場とか、いろいろつくると言っておりますが、それもこのかんかんファームがつくることになっていますが、そういうのもちゃんとこの契約の中に入れるべきだとは思いますが、それが何か見当たらないんですが、そういうのはどうでしょうか。今から入れるつもりはありますか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

今、町のほうで実施しました黒糖、今の施設に関しての町からの指定管理でございます。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

そうすると、このかんかんファームが、もし第2期工事をしないで、この製糖工場だけで終わるという可能性は考えられませんか。

○経済課長（上木義一君）

今の段階では考えられないと思います。

○2番（岡林剛也君）

必ずそういうのを2期工事で、スイーツ工場や、カフェなどをつくるという条件を、これに入れたほうが確実に契約が履行されると思いますが、いかがでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

その辺も踏まえて検討はしてみたいと思います。

○2番（岡林剛也君）

仮基本協定書の締結が今日なんですけど、この議会の承認ですね。

指定管理者の指定とありますが、これまでに十分なちゃんとした契約書をつくって、そうですね、最低1カ月ぐらい前には持ってきてほしいんですが、それは可能でしょうか。

○経済課長（上木義一君）

定例議会においては、この仮基本協定書で提案しておりますので、これで進めていきたいと思えます。

○2番（岡林剛也君）

最後に、町長に聞きますが、この総則の第3条ですね。「施設管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする」とありますが、これの、この製糖工場の公共性とは一体何だと思えますか。

僕には、かんかんファームのための工場にしか、ちょっと見えないんですけども。

○副町長（伊喜 功君）

お答えします。

公共性及び民間事業の出資の尊重ということで第3条に規定しているわけですが、公共性といえますか、全部役所の機能みたいな公共性というよりは、やはり私どもは、この伊仙町、あるいは徳之島のそういうサトウキビを原料とした、いわば特産品づくり、そういったところに、この事業の意味を見出しているわけでございます。

そういう意味で、単にある意味では、その会社の儲けということだけじゃなく、そういう地域の特産品の新たな開発、そういったことを含めて公共というのが、一つは出資としてはやっているかと思えます。

また、当然ですが、これだけの公費を投入して施設整備しているわけでございますんで、これは町の1つの財産を任されているという管理を、運営を任されていることということで、そこにやはり公共性を事業所のほうも持っていただきたいと。

ただ、そうは言いながらも、民間事業の社として、やはり自信を出せるような、そういう効率的、合理的な経営には努めていただきたいと。そういった趣旨というぐあいに私は認識しております。

○2番（岡林剛也君）

民間がしますので、利益を出すということはわかりますが、もし利益が出た場合は、この管理委託料は、なくす方向とか、そういうことも考えてますか。

○副町長（伊喜 功君）

先ほど、経済課長の答弁がございましたとおり、今回の指定管理に伴って、指定管理料は現在のところ発生する予定はございません。

すなわち、当該企業の事業展開によって、そういった収支を保つといいますか、独立採算的に実施するというございますので、今後、新たに指定管理料を支払うということはない。

ただ、仮に、非常に順調にあって、向こうが非常に利益を上げるような事業体になったときには、そのときには例えば何か賃料乗せとか、そういったところで協議する余地はあるのではないかと。逆に、そういう状態にまでなることは、私どもは期待したいとは思っております。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

これには指定管理料を払うことができるとありますが、今の答弁では、今のところは指定管理料は支払わないという決定でよろしいですか。

○副町長（伊喜 功君）

現在の事業者間の収支の見込みとしては、そういう改めて指定管理料を払うという収支ではございませんので、先ほどの規定は、ある意味では今後、情勢変化によって、そういうのが出てくる可能性はあるんでしょうけども、そういったことを、ある意味では確認的に規定をしているというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第46号、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定についての反対討論をいたします。

先ほども言いましたけれども、委員長である副町長は6月からの就任であります。

内容をある程度、認識しているということでもありますけれども、私は急にこうして委員会を開いて、指定管理者を選定するということについては反対であります。

先ほどの議員のほうからもありましたように、この6次産業化に向けて、県や国が取り組んでいる事業を申請をして、それが途中で変更になった。スイーツ工房や加工工房が完成できないという、その中で、こうして製糖工房だけ指定管理をするということは、私は、これは町民に説明責任が果たせないという考えを持っておりますので、もう少し時間をおいて、そして、かんかんファーム並びにモクモクファーム等と、いろいろ協議を詰めた後で、その事業の流れの見込みができたときに指定管理をして、そして伊仙町の農業振興、あるいは産業発展に寄与するべきだと私は思いますので、今回は時期尚早だということで反対討論をいたします。

○議長（琉 理人君）

原案に反対者の反対討論がありましたので、次に原案に賛成者の発言を許します。

○3番（牧 徳久君）

先ほど美島議員から反対の討論がありましたが、今回、あえて賛成の討論をしていきたいと思いますが、この事業についても、以前から場所の選定から紆余曲折いたしまして、昨年3月末によく完成の暁を見たわけですが、今後も国が6次産業を進めていく中で、まず大久保町政が進める農業生産額50億円達成、こういったことに関しても非常に今後、貢献できると、多くの町民がこれを期待しているわけですので、今後もしろんなこういった企業誘致、または伊仙町発展のため、こういった企業の誘致は人口減少問題に対して非常に大事な問題でございますので、今8カ

月経過したわけですが、議会は建物はつくったら遊ばしておくと思われ一方ですので、一日でも早く稼働できるに賛成討論を行いたいと思います。

以上。

○議長（琉 理人君）

これから議案第46号、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定については、原案のとおり賛成者の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。

したがって、議案第46号、伊仙町特産品加工工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第47号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第47号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第47号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明を求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

1 ページのほうをお開きください。

議案第47号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

第1条、伊仙町職員の給与に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を改正するものです。

第9条第2項第2号の通勤手当と第17条第2項第1号の勤勉手当、並びに第4条の給料表を表示のとおり改めるものでございます。

詳細に関しましては、通勤手当がkmごとに少し100円上がるとか、600円上がるとかというような状況の条例の改正ということでございます。

15ページ、お開きをお願いします。

第2条関係といたしまして、伊仙町の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第2条におきましては、第17条第2項第1号の通勤手当の部分を表示のとおり改正するものでございます。

これに関しましては、下のほうに附則といたしまして、施行期日という形で書いてございますけれども、この条例におきましては、公布の日から施行すると。

ただし、第2条、今説明した2条の部分に関しましては、平成27年の4月1日から施行するというところでございます。これは、平成26年度の人事院勧告による改正でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

これから、議案第47号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

通勤手当の件でお尋ねをいたしますけれども、今、距離的に額が違うと思うんですけども、徳之島町に居住している職員がいると思いますけれども、こういう人たちには通勤手当は出てるんですか。お尋ねします。

○総務課長（樺山 誠君）

本町におきまして、徳之島町、天城町に居住している職員がございまして、通勤手当を支給しております。

○14番（美島盛秀君）

支給しているということですね。

町外に在住して通勤手当を支給する。どうも理解のできない説明ですけども。

教育委員会では、町内に住んでくださいと一方では言う。

一方では、町外に住んでいる町の職員に通勤手当も支給する。これ、矛盾しないですか、町長。

○総務課長（樺山 誠君）

まず、居住の選択ということで、結婚をして天城町に住むだとか、徳之島町に住む例もございまして。そういうのも含めて、これに需要をいかにして理由を問わずに、やはり支給しなきゃいけないということになってございまして、よろしくお願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

そうすると、その職員の所得税、県民税、住民税はどうなってますか。

○総務課長（樺山 誠君）

居住地に納めているということでございます。

○14番（美島盛秀君）

もうこれ本当に理解に苦しむんですけども、それ結婚して住むんだから仕方ないでしょう。

また、教員にしても居住権というのがあって、ぜひ住みなさいと言っても、拒否されても仕方な

いでしょう。

しかし、町の職員ですよ。町の職員が、給料は伊仙町からもらって、税金は他町に払うという、ここらあたりも改革の必要があると思うんですけれども、町長、今後の検討課題と思うんですけれども、どうお考えですか。

○町長（大久保明君）

町外居住が、全体で十数人前後いると思いますけれども、その方々が実際に住民票がどこにあるかなども、また確認をしていきたいと思います。

1人、2人が町外に自宅を建設したという例もあります。この件に関しまして、どういうふうな対応をしていくかは、今後ともまた本人との交渉もしていかなければなりません。

また、教員に関しましては、これは居住権の自由はありますけれども、教員の方々、例えば夜間の医療問題とか、またいろんなAコープとか、そういう環境整備をしっかりと、先生方は本来は校区内、町内に住みたいということも、この前のヒアリング等でわかってまいりましたので。

ですから、それは強制的ではなくて、いろんな学校の設備など、住宅設備などを対応したら、かなりの方々が自主的に町内に居住するようにもなってきておりますので、教員の問題と職員の町外居住が矛盾はしてないと思いますけど、ただ、今の税の問題を考えたら、これからは自主財源が非常に少なくなる時代。要は、つくったときは、そういう問題、あまり問題されていなかったかもしれないし、まだそういう指導もあまり厳しくなかった中での町職員の居住地は自由権というのはあったわけでありまして。

例えば、これは県の職員が鹿児島市に居住して、他の自治体に通勤しているということなどは、伊仙町と比較したら、それははるかに自由に移動しているわけですから。

ただ、これからは地域間競争が激化していきますので、今後はこういうことは恐らくもうできない状況に、職員も意識が変わっていかざるを得ないと考えております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第48号 伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第48号、伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第48号は、伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものがあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明を求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第48号、伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

伊仙町地域防災計画の改訂に伴う伊仙町防災会議の開催に際し、消防機関や医療機関、災害救助の実施機関の専門的見解が必要なため、伊仙町防災会議条例第3条第5項第7号中の用語の修正でございます。

その中で、平仮名の「または」を漢字の「又は」に改めるという点と、あと同項に、（8）徳之島地区消防組合消防長または伊仙分遣所長、（9）として、その他町長が必要と認めるものの2号を加えるものでございます。

第3条第6項の各委員の任期に関しまして、2年とすると。「2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする」に改めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これから、議案第48号、伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号、伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、伊仙町防災会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第49号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第7 議案第50号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第8 議案第51号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第9 議案第52号 平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第6 議案第49号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第7 議案第50号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第8 議案第51号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、日程第9 議案第52号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第49号は平成26年度一般会計の、議案第50号は平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第51号は平成26年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法218条第1項の規定により提案しております。

議案第52号は、平成26年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法24条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明を求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第49号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額54億585万1,000円に歳入歳出それぞれ3,022万6,000円を増額し、歳入

歳出予算の総額を54億3,607万7,000円とするものでございます。

4 ページをお開きください。歳入歳出補正予算、事項別明細書でご説明をいたします。

まずは、歳入のほうからご説明をいたします。

9 款地方交付税、補正前の額29億6,860万7,000円に1,518万1,000円を増額補正し、29億8,378万8,000円とするものでございます。

13 款国庫支出金、補正前の額6億4,133万9,000円に610万7,000円を増額補正し、6億4,744万6,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、衆議院議員選挙の委託金の増額によるものでございます。

14 款県支出金、補正前の額5億2,746万5,000円に1,756万円を増額補正し、5億2,922万1,000円とするものです。

主な理由といたしましては、地域支え合い体制づくり事業補助金並びに保全松林健全化整備事業補助金の増額によるものでございます。

18 款繰越金、補正前の額3,233万6,000円に409万2,000円を増額補正し、3,642万8,000円とするものでございます。

19 款諸収入、補正前の額4,911万8,000円に309万円を増額補正し、5,220万8,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、ハブ駆除対策費並びに徳之島愛ランド広域連合精算返還金によるものでございます。

歳入合計、補正前の額54億585万1,000円に3,022万6,000円を増額補正し、54億3,607万7,000円とするものでございます。

歳出についてご説明をいたします。5 ページのほうに移らせていただきます。

1 款議会費、補正前の額9,275万9,000円に17万5,000円を増額補正し、9,293万4,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、人事院勧告による人件費の増額によるものでございます。

2 款総務費、補正前の額7億4,536万9,000円に2,467万2,000円を増額補正し、7億7,004万1,000円とするものです。

主な理由といたしましては、光伝送路の修繕費、企業誘致促進整備対策事業費、衆議院議員選挙費の増額によるものでございます。

3 款民生費、補正前の額13億5,487万4,000円に204万2,000円を減額補正し、13億5,283万2,000円とするものです。

主な理由といたしましては、障害者福祉費の減額によるものでございます。

4 款衛生費、補正前の額5億5,575万3,000円に203万6,000円を増額補正し、5億5,778万9,000円とするものです。

主な理由といたしましては、人事院勧告による人件費並びに環境衛生費の増額によるものでござ

います。

5 款農林水産業費、補正前の額 5 億4,424万8,000円に434万7,000円を増額補正し、5 億4,859万5,000円とするものです。

主な理由といたしましては、園芸振興費並びに林業振興費の増額によるものでございます。

6 款商工費、補正前の額 1 億379万2,000円に37万3,000円を減額補正し、1 億341万9,000円とするものです。

主な理由といたしましては、消費者行政費の減額によるものでございます。

7 款土木費、補正前の額 3 億7,326万3,000円に42万円を増額補正し、3 億7,368万3,000円とするものです。

主な理由といたしましては、人事院勧告による人件費の増額によるものでございます。

8 款消防費、補正前の額 1 億7,479万4,000円に3万円を増額補正し、1 億7,482万4,000円とするものです。

主な理由といたしましては、防災まちづくり事業の増額によるものでございます。

9 款教育費、補正前の額 4 億3,838万3,000円に96万1,000円を増額補正し、4 億3,934万4,000円とするものです。

主な理由といたしましては、人事院勧告による人件費の増額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額54億585万1,000円に3,022万6,000円を増額補正し、54億3,607万7,000円とするものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額 1 億1,212万6,000円に歳入歳出それぞれ26万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億1,239万5,000円とするものです。

6 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の節の 2、3、4 ですが、人事院勧告に伴う職員 2 名分の手当等であります。

以上です。

○水道課長（益 一男君）

議案第51号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額 3 億9,071万5,000円に歳入歳出それぞれ23万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を 3 億9,095万4,000円とするものであります。

5 ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金、既定の額に、23万9,000円を増額補正をし、7,725万円とする

ものがございます。一般会計よりの繰り入れでございます。

めくっていただきたいと思えます。

1 款水道事業費 1 項一般管理費 1 目一般管理費、補正前の額3,588万9,000円に23万9,000円を増額補正をし、3,612万8,000円とするものがございます。人勤による給料改定に伴う人件費の増額補正でございます。

続きまして、上水のほうをお願いをいたします。

議案第52号、平成26年度上水道事業会計補正予算書の第2号の説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の補正の、収入のほうから説明をいたします。

1 款水道事業収益、既決予算額に34万6,000円を増額補正をし、9,620万5,000円とするものがございます。財源のほうは、一般会計からの繰り入れでございます。

支出について。

水道事業費、既決予算額に同じく34万6,000円を増額補正をし、9,620万5,000円とするものがございます。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費について説明をいたします。

職員の給料費でございます。既決予算額2,199万2,000円に27万3,000円を増額補正をし、2,226万5,000円とするものがございます。

以上、簡易水道、上水道の補正の説明を終わります。

ご審議賜りますよう、よろしくをお願いをいたします。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をします。

質疑におきましては、午後から行いますので、よろしくお願いいいたします。

午後1時から行います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第49号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

一般会計補正予算についての質疑をいたします。

まず、7ページ、お願いしたいと思えます。

7ページの企画費の中の需用費であります。相次ぐ台風の襲来で、光伝送路においても非常に断線とか故障が発生したわけですが、今回また新たに580万ほどの巨額な補正予算が組まれておるのですが、恐らくこれは町村会の保険で対応するための、後々、補助金が出ると思えますが、今まで

の過去台風が何回か来て、こういった大型の予算を組んだわけですが、その補正前の分が来ているのか、来ていないのか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

過去に何度か台風被害を受けて、光ファイバーの補修工事をしていますが、その関係で少し時間がかかっておりますけれども、町村会の保険が入っておりますので、半年、1年ぐらいはかかるとは思います。順調に着実に保険のほうは入ってきております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ税政が非常に厳しくなりつつありますので、ぜひともこの保険に入って、財政に反映できるようにお願いしたいと思っております。

次に、8ページ、目の12の企業誘致促進整備対策事業費の今般、設計委託料とか用地購入、また家屋の一定の補償費とか出ておりますが、先般も補正で土地の造成工事等補正、議会を通過したわけですが、その後、この予算は年度内に消化しなければならないわけですが、どのような見通しになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

この企業誘致促進事業でありますけど、今現在、糸木名地区のほうで農用地のほうが少し入っている関係上、今、県の農村振興課のほうに、農用地転用許可の申請を行っており、これが年度内、12月までには許可がおりるものと思われまます。

また、それと同時並行をして、今回、造成工事の設計を同時並行で委託しながら設計を済ませて、明けて1月、2月あたりには造成工事に入っていけるものと思われまます。

また、用地交渉ですけど、今、企画課の担当というか、地籍調査室長、東京のほうの用地、地主の方と接見させまして、用地交渉のほうも順調に進んでいて、これも年度内には用地交渉のほうも完璧にでき上がるものと思われまます。

それで、3月末には造成工事も終え、4月、新年度の予算が可決された暁には、4月、5月には本体工事の建設に入っていけるものと思われまます。

○3番（牧 徳久君）

非常に伊仙町にとってもすばらしいようでありまますので、抜かりのないように着々と進めていただきたいと思いまます。

それで、この用地の件ですが、県道は入り口、あの付近に曲接した土地の隣接地主のところがあるわけですが、こういったところを話し合いで交換するなり、面積を出して同一交換するなり、今後計画したほうが良いと思いまますが、どうでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

この件に関しては、当初、企業誘致促進計画のほうの中で、糸木名地区集落のその土地関係で9,000 m²ほどを取得していこうとして、工業団地を計画していくということで計画してまますので、また新年度のほうにでも予算計上いたしまして、今関係の残っている土地もまた取得し、できるなら

町のほうで何か計画を立てて、有効な活用ができるような方策をこれからまたしていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

町長のほうにお伺いします。

この事業については、今、用地購入費から設計委託ほとんどが町単事業で行っておるわけですが、我々議員も先般、石破創生大臣に陳情いたしたところですが、この企業誘致に関しても、非常に町の財政を圧迫しているということで、地方創生ということを政府自民党が掲げているわけですので、こういった土地購入費とか事前の一般町単独事業についても、国から応援できるように要望できないものですか。お伺いします。

○町長（大久保明君）

今、地方創生の計画、5カ年計画を28年3月末までに各自治体に出していただきたいということを今、石破大臣は要所要所で述べております。

今回、補正予算が組まれるわけですがけれども、その中で地方創生の予算、まだ明記されていませんけれども、ある程度、補正予算が出ると思しますので、その申請を早急にした場合に、1月前後に補正予算の内容が決定する可能性があります。

その中で、今計画は、27年度事業でありますけれども、その造成土地購入費に、この補正予算の中で可能になるかどうか。また、国が審査するわけでありますので、今後早急に、何でもかんでも出せば、それが通るといってもありませんので、いろいろ情報を集めながら、前向きに検討はしていく価値はあると思えます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、地方創生本部の中に県選出国會議員もおられますので、鹿児島県のためですから、どしどし陳情をして、こういった財政を圧迫しないように予算をつけていただくよう要望していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

26年度の伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

7ページ。まず、歳出の款2総務費1、目1の一般管理費の節19の負担金補助及び交付金、町民葬実行委員会への負担金300万でありますけれども、この負担金については、元樺山町長の急逝によって町民葬をやらなければならないと予想外の予算でありますけれども、この予算については共済費のマイナス429万と、組みかえと思われましてけれども、生前の樺山元町長も非常に伊仙町の今後のことを案じていらっしゃいました。

そういう中で、こうして予算化をして町民葬をしていただけるというのは、これは非常に喜んで

いる、うれしいことだとも思いますけれども、300万というものはどのような内容なのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

負担金の300万の内訳でございますけれども、200万が祭壇の設置費用でございます。あと、はがきの印刷費だとか、あるいは発送費だとか、役務費関係のものが含まれております。

多分、現在のところ少し予算が、精査が厳しかった部分もありまして、大体のところ250万ぐらいで抑えられるんじゃないかと、今のところ思っているところでございます。

あと残った部分に関しましては、また町のほうに入れる予定で、こういった状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

町民葬でありますから、多くの町民が参加されると思います。予算も相当かかることは承知しておりますけれども、やはりこういう時代背景の中で、あまり派手にならないような質素な、そういうことを本人も望んでいらっしゃるのではないかなと思っておりますので、ぜひ厳かな、そして立派な町民葬が行われるように心からお願いをいたしたいと思います。

7ページ、企画費の節11の需用費、583万円。先ほどもありましたけれども、この件に関しても、9月議会で台風8号、12号の被害で200万円。そして、今回が583万円と。台風のたびごとに、これだけの補正が出てくるわけでありまして、先ほども半分は保険でおいてくるということでもあります。

しかし、その3年前にも1,600万の予算が投じられております。もう毎年1,000万前後の予算が出ていかなければいけないという、想像をしなかった事業がこれだと私は思います。

当初です、この工事をやったときには、地元雇用も三十数名はできると関西ブロードバンドの説明でありました。そして、議会も熊本、福岡までも研修にも行ったと思います。そういう中で、そういう台風でこれだけの費用がかさんでくるということは想定外だったのではないかなと思って、これから財政難の折に、これだけの補正をしていかなければいけないと。

それで、私、この予算議案が提案されて、ずっと町内見て、ある程度見て回りました。

まだまだ、あちこちぶら下がってます、光伝送の線が。

そういうことで、これをさらに今後きちんと直していくためには恐らく、ただ補修をして光が通じるだけじゃなくて、きちんとその景観も損なわれないような配線の、元通りするには相当これからも予算が必要になってくると思います。

そういう景観を損なわないようなことを今後強く申し入れをしていただきたいということと、今後こういう無駄な予算が出ないために、きちんとした修理のできる会社、関西ブロードバンドでなくて、他にいい委託のできるような方法はないのか、検討する余地はないのか。

今、徳之島ビジョンが管理運営をしているわけなんですけれども、この親会社は関西ブロードバンドであります。当時の説明で、50件以上の利用があれば運営はできるから。今、どれぐらいの利用者がいるのか、この2件についてお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

美島議員のおっしゃるとおり、本当に想定外というか、これは台風常襲地帯ということで、徳之島のほうにおいては、台風が来るたびに停電とか断線、そういうのがあって、こういう状態になることがあるんですが、これを景観がよくなるような関係とか、そういうのをしながらにするにしても、またこれが、それを地下に持っていくとか、そういうのをすると、また莫大な予算がかかるということで、今ある幹線の線を補修しながら、またこれを活用していく。この方策をやっていくしかないんじゃないかなと、今、そういうふうな思いはしております。

また、これを別の会社にさせるとか、またこれをする、今までUR契約ですか、やっておりますので、これを契約の見直しとか、そういうのもまた、これからまた検討していきながら、他の会社のほうともまたそういうのができるか、できないか、それもまた検討する余地はあると思います。

あと、光の加入件数ですけど、今はっきりした加入件数は私のほうでは持ち合わせておりませんので、またビジョンさんのほうと連絡をとって、わかり次第また後で報告させていただきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ご承知のとおり、厳しい財政でありますので、これからこういう無駄な予算、考えられなかった予算が次々と出てくる可能性がありますので、ぜひ真剣に今後どうこれを運営していくか、管理していくか。管理会社なり、あるいは執行部が中心となって、今後の運営方法については検討し、研さんをさせていただきたいということをお願いしたいと思っております。

8ページ。目12の企業誘致促進整備対策事業。これも先ほどありましたけれども、9月補正で2,570万2,000円。その中の設計委託料900万、工事請負が1,000万、公有財産費が500万。そして、今回が1,078万の内訳が、設計委託料578万、用地購入費が100万、家屋移転費の400万とありますけれども、この今回の補正の1,078万、これは最初から考えられなかったのかどうか。

そうすれば事業もスムーズにできたはずだと思いますけれども、9月補正の時点では、この家屋、土地等、考えていなかったのかどうか伺います。

○企画課長（池田俊博君）

美島議員のおっしゃるとおり、そこまですべて精査しながらやっていけば、9月の補正のほうでもできる可能性があったと思いますけれども。

9月で持ち上げた時点においては、私どもが用地購入の関係で、畑関係だけをということで、 m^2 当たり1,000円ということで5,000 m^2 、500万円という計上をしてございました関係で、今回購入するところ、土地のほうに宅地が存在することになり、そこに家屋も存在しておりますので、このような状態で、宅地のほうの単価として m^2 当たり3,000円ということで、少し金額的に持ち上がることになりました点は大変申しわけなく思っております。

またそれと、今回の設計委託ですけど、これは土地造成関係のほうの設計委託ということで見積書をとった結果、単当たり120万ほどの設計がかかるということで、これは鹿児島県のあと土地改良連合会のほうにも一応聞いたところ、大体単当たり120万ほどは設計のほうはかかるということで、

このような計上になったことは本当に申しわけなく思っております。

が、これは今、9月に計上できなかったという点に関してでの工事のスムーズになる、ならないという点に関しては、それほどの影響は今のところは見当たっていませんので、すみませんがよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○14番（美島盛秀君）

9月の設計委託料、それから工事請負費等、入札は終わっているのかどうか伺ひます。

○企画課長（池田俊博君）

今の段階でもまた土地購入のほうはまだ完全に終了はしておりませんので、土地購入の造成ということで工事費を計上している関係もあり、また設計のほうも、造成の設計等もこれからするというところで、来年の土地を購入して、あと来年2月、3月、2カ月ほどで造成工事のほうを着工して、3月末のほうでは造成工事が終わる予定で今、計画をしております。

○14番（美島盛秀君）

ここに去年の9月18日、日本マルコの説明の資料があります。それで、その当時、分類的に事業等の説明があつて予算が計上されて、8億3,500万という計画でした。

議会の皆さんの前での説明でした。

そして、今年の説明で、企業誘致促進整備事業という町の説明で、10月23日には大体2億5,000万で、来年で1億ぐらひで、3億5,000万ぐらひというような予算ということの説明があつたと思うんですけども。

このマルコの社長の10月の説明、そして去年の説明。企業は人なりということで、すばらしい企業が来るなあとということで、私たちも大いに賛同をして、すばらしい企業が伊仙町に誘致できると喜んでいたところでした。

しかし、8億3,500万から個人で、その会社がやろうとしたのをなぜ企業誘致促進整備事業ということで、町がやらなければならなくなったのか。

8億3,000万も出せるのに、3億ぐらひの金は、非常に私はこの会社でも出せると思うんですけども、そこらあたり、町の企業誘致促進整備事業に変わった理由について町長、どういうことなのか、経緯を説明をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

この企業誘致の交渉の実際において、会社側が当初から明確に申し上げたのは、与論工場の立ち上げのときは、土地購入からか、会社の新設、あらゆる面を会社が全面的にやりました。

そのときのいろんな会社の職員給与カット、ボーナスカット、大変な身を切るような事業で進めてまいりました。そのときに、会社内部から相当の反発があつたわけです。

この伊仙町における説明会のときに、社長は自ら全て会社が持つということは全く申し上げてないわけです。

交渉が進んでいく中で、会社全体が前回のようないことは絶対できないという総意のもとでの、そ

ういう基本的な考え方の中での交渉でした。

そうした中で、この鹿児島県の離島振興課、そして産業立地課が、東京のほうの企業誘致の東京事務所のある方が、この情報をキャッチして、我々と別にマルコのほうに交渉していったときに、奄振という事業がありますよと。そして、それは、国、県が補助金を出しますよという話がマルコのほうに行きまして、そしたら、こういうのでできるだろうということで、社長のほうは明確に補助事業でやっていきたいということを申し上げました。

そして、土地の購入に関しては、やはり非常に会社自身も厳しい状況の中で、町でやっていくというふうな交渉の推移でございましたので、今回、これも奄振からなぜ過疎債に変わったかということで、これ決して計画変更でもないし、いろんな交渉の中に話が変わることはよくあることだろうし、それからいろんな事業の、今回も28年4月ということで会社は従業員にも説明をして、そして与論工場で採用された方々も28年4月には来るという中での計画でございますので、これも交渉の時点で、もう少し延期できないかという話が、これは県との交渉の中で出てきましたけれども、もう何がなんでも28年4月にはオープンしないと会社側の計画も全てずれてしまうということでの、こういうふうな今の交渉の結論でございます。

冒頭、美島議員話したように、今回もいろんな研修の中で、人材育成に関しては徹底した教育をしていくということで、この前も来て、今の高校2年生が28年3月に卒業するわけですけど、そういう新規の採用者をさらに増やしていきたいということですので、これは会社だけでできるものでもなくて、県と自治体も協力して、この事業を推進していくということになると思いますので、これは方向転換したわけでもないし、その最初の会社の説明書の中に、これ一切会社が持つということは、それに明記はしてないと記憶しておりますけれども、そういうふうにもたご理解いただきたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの町長のほうの補足を少しさせていただきたいと思います。

当初、去年の8月ですか、マルコさんが来て説明したときにですけど、会社のほうで、こっちに来る金額的なもので、会社がするのが8億3,500万円というのは金額提示はしてございます。

その中で、2億6,500万円が社員教育に係る費用でございます。もう既に、昨年4月、昨年というか今年の4月のほうから、既に社員を採用してしまっていて、それが8名ほどですので、もう会社のほうも既に徳之島のほう、伊仙のほうに来る準備は整っているところであります。

また、そこで、今、伊仙町がやろうとしている、その中においては、当初8億3,500万の中の4億2,500万円ほどの金額を伊仙町が肩がわりというか、準備をしていくということで、こういうところに企業を誘致するということは、なかなか企業さんが進出してくるのは難しいという点もあり、進出企業のできるだけ経費負担をする観点で、こういうふうな計画になったことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今の説明で、4億5,000万がこの企業の今後、伊仙町が負担しなければならない予算に当たるといふことでもありますけれども、26年度、今年度は既に3,648万2,000円補正がされているわけでもありますけれども、これはもう一般会計です。

一般財源から、こうして支出をする、今年度。

今後、一般財源を支出する予定等もあるのか、考えられるのかどうか伺います。

○企画課長（池田俊博君）

今後、計画としては、過疎債活用をしていくということで計画はしております。

その過疎債の中においては、過疎を借りた場合の交付税算定のほうで、70%は交付税のほうで算定されると。

あと残り3割のほうで、これはいわゆる一般財源という形になってきますが、今、計画している工場においては貸し工場という観点もありまして、進出企業、入居企業のほうの企業さんのほうに家賃収入という形で、ある程度のご負担はしていただきたい。

固定資産税程度のご負担はしていただきたいということで、それのできるだけ一般財源のほうを抑えていく計画にしております。よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

4億5,000万の大体の予算ということで、今後、奄振予算、そして過疎債でいくわけでもありますけれども、50%として、2億程度の今日の地元負担、過疎債、そして2億ちょっとが奄振ということになるわけでもありますけれども、この貸し工場をした場合に、大体この過疎債の返済金、これに充てられる額ぐらいの賃貸料が考えられるのか。また、お願いできないのか、お伺いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの美島議員の質問の中で、過疎債と奄振ということで質問がございましたが、今回この企業誘致関係に関しては、奄振の予算がつかないというか、ソフト事業の事業範囲外ということで、全てに関して過疎債適用ということで、今事業進めているところでございます。

先ほどもお答えしたとおり、一般財源のほうに関してですけど、固定資産税程度、進出企業に大きな負担がならない程度の使用料は徴収することを念頭に置いており、今も進出企業さんのほうと、それは調整している段階でございます。

○14番（美島盛秀君）

私も非常にすばらしい企業が誘致できたと喜んでいたところなんですけれども、この26年度で3,600万。

さらに今後、27年、28年度で4億5,000万と、これを町の財政で負担をすると。

これだけ負担をしても将来的に相乗効果があると、費用対効果が出てくるというふうには長い目で見れば考えられるわけなんですけれども。

それによる今後の財政負担、財政見直しについて、これだけ借金をして、これだけまたさらに今

現在ある80数億、負担金を含めて100億近い借金があるわけなんですけれども、これだけの借金を背負って、今後いろんな事業に影響を及ぼす可能性は私はあると思います。

例えば、今から農業所得50億円に向かって、畑かん整備もしなければいけない。

この地元負担金等々、非常にぜひやらなければならない予算というのが出てくると私は思ってますけれども、このあたりについてどう考えるのか、町長の意見をお伺いをいたします。

○町長（大久保明君）

この財政状況に関しましては、集落説明会で東部、中部、西部でシミュレーションをお示しました。中でも、これはマルコの事業も含めてのシミュレーションでございます。

ですから、この徳之島ダムの一括返還が平成29年度ということにほぼ、27年、28年がダムの工事が遅れたために、29年一括償還という形になります。そのことを見据えて財政計画を立てていくわけですけれども、これは27年度、28年度は相当の事業を、継続事業は継続しますけれども、新規事業、例えば今、町営住宅を推進していきたくはありますが、そういう事業もこれできないと。

それから、この義名山公園も、これは、これ以後に延期という形にはやっております。

学校建設も、その間はできないわけでありまして。

そして、さらに、いろんな地元負担の高い事業は、27年、28年度は、もう今の状況ではすることは不可能に近い状況ですので、今話した土地改良事業も、今県のほうにも27年、28年は、伊仙町は地元負担金が厳しい状況の中で、それを一部分は延ばしていくという話は今協議中でございます。

そしたら、なぜこういう事業をするのかということになるかもしれませんが、今の時代に、やはり地元企業を誘致してくると、これは恐らく、今回このことを決断しなかったら、恐らく会社のほうも絶対来なかったわけですので、そういう千載一遇のチャンスでありました。

それを何としても優先していくという中で事業でございますので、このことの波及効果も含めて営業活動をしていくということは重要であると思います。

そして、これから非常に厳しい時期を、どんなことがあっても乗り越えていくと。そして、地方創生のいろんな事業等が、その次の段階でまた打ち出されていきます。農業所得に関しては、ダムの通水は、この伊仙町の今の事業を、土地改良事業を多少ずらしても開始する時点は変わらないわけですから、そういったこと等を上と優先順位を時代時代に合わせてやっていきたいと考えております。

確かに今日、午前中議論した指定管理者の問題も、なぜ今かというふうな話はいろいろあると思います。いろんなインフラ箱物事業に関して、いろんな批判もありますけれども、しかし、それは、費用対効果は、効果というのはいくら出していかなければならないわけです。

今、例えば、なくさみ館でも、まだまだいろんな行事が足りないのではないかという批判も出てきておりますので、これは我々が、例えば、ほーらい館にしても指定管理者制度をどうしていくかという議論の中で、我々がもっと努力して、職員も努力して、地域も努力していけば、さらに誘客はできるだろうと。

誘客できるのに、もっともっと努力が足りなかったというふうな反省をしながら、この日本マルコという会社は110人の雇用を生み出すわけですから、今回の、これはなぜ与論はああいうに形で全て会社に負担させて、なぜ徳之島は、伊仙町は自分たちでやるかという批判もありますけれども、それは会社の事情で、そうしない限り、今、伊仙町に会社が来るという結論はなかったということをもっと理解していただきたいし、今回この事業は、私は国と地方創生のいろんなヒアリングの中でも、この会社の話をしたら、これが国すら、このようなことをやる会社があるんだということは、これからの日本の企業の地方の移転の先駆け突破口になるぐらいの評価を今、会社が受けているわけですから、これ、このことが伊仙町が評価されるというふうにも考えれば、その利益、目に見えない利益、評価、将来的な評価は多大なるものが出てくるように今後、推進をしていきたいと思えます。

財政問題は、これは私の町長としての力量、力、そしてそのもの全てが評価されると私は覚悟していますので、そういう気持ちで財政健全化に向かって取り組んでいきたいと思えます。

○議長（琉 理人君）

質疑者並びに答弁者は、この予算書内で質疑、答弁をお願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

町長の気持ち、十分わかります。

しかし、中・長期計画、あるいは各町の町長のその年の施策、そういうのが次々、途中から変わる。それは順位を入れかえてもいいというお話ですけれども。先にやらなければならないのが必要だというのは認められるというような言い方なんですけれども。

そういうことで、しっかりとこれから計画をして、こういう予算も出さないと、4億5,000万も、これ伊仙町が出す。そうしたら、その企業は喜ぶますよ。他にも幾らでもいると思えますよ、これだけ全部負担を町がするんであれば。私も探してきますよ。そう考えられないですか。

こういうふうなことで、町の予算を私は無駄遣いと思ってますよ。町民は喜ぶ人もいますよ。

就職もできるし、子供やお孫さんたちも就職もできますから。

しかし、もともと住んでいる町民が所得も上がらない。県下最下位でしょ、町民所得が。

農業所得も最下位。そういうのを差しおいて優先順位だとか言って、企業誘致だとか。そりゃ新聞紙上にぎわせて、それは他町村からも拍手送られますよ。

私の認識とちょっと違うところがありますので、こういう質疑になりましたけれども、先ほどの加工工房、それから今、加工センターの問題等々、こういう問題等が出ないように、しっかりと職員の皆さんも、この事業がきちっと最後まで、予算計上してやってできた以上は、これ成功させないわけにはいかないわけです。これも議会の責任があります、予算を認めた以上は。

ですから、後々なって、いろんな問題等が起きないように、しっかりと職員の皆さんも取り組んでいただきたいと思えますし、また我々議会もしっかりとチェックをしてまいりたいと思えます。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

7ページをお願いします。

追加費用責任負担金が393万8,000円。それと、恩給条例給付負担金24万9,000円なんですけど、その減額の理由を簡単にご説明ください。

○総務課長（樺山 誠君）

これに関しましては、実績に伴う減額ということでございます。

○9番（明石秀雄君）

じゃあもう執行残ですね。

9ページが一番下の原材料費でポスター掲示、作成材料、これは実際は国庫支出金なんで、黙って見過ごしてもいいのではあるんだけど、この1年間で伊仙町は2回も選挙してる。このポスター掲示は、これは先ほども言ったが、国庫支出金だから、いいのはいいんだけど、節約するという意味においては、材料はもう前のあるんじゃないのかなと思うがいかがでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

選管の書記長が出張中のために、総務課のほうでお答えをします。

確かに、ポスター掲示の材料費等あると思いますけども、しかし、設置をした後に撤去をしていくんですけども、その撤去が間に合わないで抜けていくのが結構あるということです。

あと、前回使ったものに関しましては、少し農高跡地に保存はしているというような状況です。

○9番（明石秀雄君）

10ページです。障害者福祉費のところ、397万8,000円が減額されてるんですけど、その減額の理由は。

○保健福祉課長（松田一郎君）

民生費の障害者福祉費の減額分でございますけども、これが総合福祉システムの導入ということで、買い取りという方向で進めていたんですけども、これが分割のリースということになりましたので、リースを使うということで、5年間分の予算だったんですけど、単年度ということで、その分減額しました。リース対応ということで進めましたので、よろしくをお願いします。

○9番（明石秀雄君）

ということは、リースしたほうが効率がいいということになりますよね。

○保健福祉課長（松田一郎君）

大体システムは2年から3年、国の法律に基づいてシステム変更いたしますので、そのほうがやはり、より効率的だということで考えております。

○9番（明石秀雄君）

もう一点お願いします。

地域支え合い活動拠点整備事業費。これは何をつくるのでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

この事業は各集落の地域サロンを推進するために、その環境整備ということで進めております。3年間ほど進めて、今年からは枠がないということで、従来は100%補助だったんですけれども、これは浄化槽の水洗化に持っていくということで、2分の1補助。

11月の初めごろ、県のほうから内示がありまして、これで今回予算計上したわけでありまして。

西部にある集落の改修ということでありまして。水洗化です。

○9番（明石秀雄君）

その下の衛生総務費のハブの咬傷療養費25万8,000円ですが、ハブに咬まれる人が何名分ほどいるのか。

○環境課長（美延治郷君）

今年度で5名ほど咬傷が出ております。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。以上で終わります。

○議長（琉理人君）

次、ございませんか。

○7番（福留達也君）

先ほど、午前中の職員給与をしているときに聞けばよかったですけれども、今回の補正、大きなところが人事勧告ですか、これに基づいていろんな各種手当だとか、給与とかなってるんですけれども、この人勧というのがあれば、必ずその市町村、法律的なもので、その条令を変えていかなきゃいけないものなんでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

強制的なものではないと認識はしておりますけれども、まず、地公法の中に、この人事院勧告が起きた場合には倣っていく必要があるということですね。

後ほど、地公法の中に、やっつけていかなきゃいけないというのと、今回の人勧のポイントといたしまして、民間給与との格差を挙げておりまして、0.7%の格差があるということを埋めなきゃいけないということで、26年の4月1日から約0.2ポイントほど公務員の給与を上げるということと、あと、ボーナス関係、勤勉手当等、上げていくというような状況でございます。

あと、俸給表に関しましても、次年度、27年度また4月からは俸給の水準を、表があるんですけれども、給与表の数字を2%引き下げるといって勧告も出てまして、一時的に上げて、また給料を下げていくというような状況になろうかと思っているところです。

○7番（福留達也君）

人事勧告とかそういうのがあれば、なるべく従うということなんでしょうけれども、民間給与、その内訳を聞けば、民間とのその格差の縮小、それは大都会の豊かなところだとそうなんですよ

けど、農業の町、伊仙町このようなところで災害があつて、農業が多い町ですよ。

所得がかなり減つてはいるとは思ふんですよ、住民の方は。

そういった中で、この役場職員だけ、こういった勧告があつたから上げますとか、そういったのも町の判断でできるのであれば、ただただ従うのではなくて、来年の予算も組むのも大変だとか、集落座談会でいろんな事業、新規事業が厳しいとか、そういった財政問題抱えている中であれば、そこらあたりも考えて、バランスとりながら進んでいってほしいなという思いでありました。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

これから、議案第50号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

これから、議案第51号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年度第4回伊仙町臨時議会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 平 博 人